

うるま市みどりづくりの合い言葉実施要項

(目的)

第1条 この要項は、うるま市みどり条例(平成17年条例第143号)第21条第1項の規定に基づき、「みどりづくりの合い言葉」と題する緑化推進に関する標語について広く募集を行い、その作品の応募者を表彰することにより、市民や事業者、各種団体等へみどりづくりに対する更なる意識高揚を図るとともに、みどりあふれる魅力的なまちづくりの推進を目的とする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)本市に住所を有している者
- (2)本市に通勤または通学している者
- (3)本市にゆかりまたは愛着がある者

(募集内容)

第3条 本市の緑化づくりを推進し、活気づける内容の標語とする。

(応募方法等)

第4条 応募作品は自作未使用のものとする。

2 応募数は1人1点までとする。

3 応募者は所定の用紙に必要事項を記入の上、うるま市都市建設部都市政策課(以下、「都市政策課」という。)へ郵送、持参またはファックスによる提出を行う。また、郵送による提出の場合は、当日消印有効とする。

(対象の除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると判断された応募作品については、審査の対象外とする。

- (1)第1条または第3条の規定に合致しないもの
- (2)公共の場にふさわしくない表現を含んでいるもの
- (3)著しく不明瞭または難解な内容となっているもの
- (4)語調が悪く、簡潔明瞭な内容となっていないもの
- (5)特定の個人や地域、学校等を対象とした内容となっているもの
- (6)その他審査の対象外に該当すると判断されたもの

(募集期間)

第6条 作品の募集期間は、原則2ヶ月間とする。

(選考の方法)

第7条 応募作品のうち、第5条各号のいずれにも該当しないもの(以下、「審査対象作品」という。)の中から特に優れた作品を選考し、表彰する。

2 選考基準に該当する作品がない場合は、表彰作品を決定しない。

(表彰の対象)

第8条 表彰は市長が行うものとし、作品決定の公表後、表彰式を実施する。

2 前項に規定する表彰式は、うるま市役所にて行う。

3 表彰対象者には、表彰状の他顕彰に必要なものを授与する。

(審査の方法)

第9条 審査対象作品について、都市政策課及びうるま市景観みどり審議会(以下「審議会」という。)による審査を実施する。

2 審査は次の各号により実施する。

(1) 審査対象作品について、別に定めるうるま市みどりづくりの合い言葉審査基準(以下、「審査基準」という。)により、都市政策課による審査(「予備審査」という。)を実施する。

(2) 前号の規定による審査を通過した作品について、別に定める審査基準により、審議会委員による審査(「一次審査」という。)を実施する。

(3) 前号の規定による審査を通過した作品について、別に定める審査基準により、審議会による審査(「最終審査」という。)を実施し、表彰作品を選定する。

3 前項第1号から第2号までの規定による審査の実施について、応募作品数や審査対象作品数を考慮し、それぞれについて省略することができる。

4 審議会による審査を実施するにあたっては、準備会を置き、作品を審査するための必要情報を整理し、審議会に報告する。

5 準備会は都市政策課の職員で構成する。

(審査の内容)

第10条 前条第2項各号に規定する審査の内容等については、原則非公開とする。

(作品の決定)

第11条 表彰作品は、第9条第2項第3号に規定する審査の結果を参考に、市長が決定する。

(作品の公表)

第 12 条 前条の規定により表彰が決定した作品については、応募者の氏名、住所、学校名等と合わせて、本市の広報誌及びホームページ等に掲載する方法により公表する。

(作品の啓発)

第 13 条 第 11 条の規定により表彰が決定した作品については、前条の規定による公表後、「うるま市みどりの月間」の期間中、ポスター掲示等による方法で市民へ啓発を図るものとする。

(帰属)

第 14 条 全ての応募作品の著作権は応募者に帰属するが、本市の緑化推進事業等に関する広報活動等に限り、応募者の承諾を得ずに使用することができる。

(庶務)

第 15 条 みどりづくりの合い言葉の実施に係る庶務は、都市政策課が行う。

(委任)

第 16 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。